兵庫県公報

令和８年11月24日　火曜日　　第２号外

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

規　　則　　ページ

○ 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）…… 1

公布された法令のあらまし

◎建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（規則第33号）

建築基準法施行規則（以下「省令」という。）の一部改正により、特定業務施設等誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の容積率若しくは建築面積の最低限度又は建築物の高さの最高限度について建築基準法の規定に基づく特例の許可を申請しようとする者は、省令で定める様式の申請書に、知事が規則で定める図書を添えて、知事に提出するものとされることに伴い、当該申請書に添付する図書を定めることとした。

規　　則

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月24日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

兵庫県規則第33号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第12条第１項第８号中「第60条の３第１項第３号若しくは第２項ただし書」の右に「、第60条の４第１項第３号若しくは第２項ただし書」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。